

平成30年度定期監査結果報告

1 監査の対象

本年度の定期監査は、各部等及び各行政委員会のうち、次に掲げる各課、所など（以下「各課」という。）を対象として実施した。

総務部	総務課、財政課、契約検査課、税務課
企画部	総合政策課、地域情報課、市民活力推進課
市民福祉部	福祉課、子育て支援課、長寿いきがい課、市民保険課、健康づくり課
環境産業部	環境衛生課、商工港湾課、観光振興課、林業木材振興課、農業振興課、 ねぎ課
都市整備部	都市整備課、道路河川課、公営企業管理課、上下水道整備課
二ツ井地域局	総務企画課、市民福祉課、環境産業課、建設課
会計課	
議会事務局	
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
教育委員会事務局（教育部）	教育総務課、能代教育事務所、学校教育課、生涯学習・スポーツ振興課

2 監査の期間

前期定期監査 (実地監査)	平成30年 4月 4日から平成30年 5月10日まで 平成30年 5月10日 (市管理施設)
中期定期監査 (実地監査)	平成30年 6月13日から平成30年 9月28日まで 平成30年 8月 1日 (学校施設・公金管理) 平成30年 9月28日 (公金管理)
後期定期監査 (実地監査)	平成30年 9月20日から平成31年 1月31日まで 平成30年11月21日 (不納欠損処分) 平成30年12月26日 (備品の管理)

3 監査の範囲

本年度の定期監査は、監査の対象とした各課の、平成30年9月末日までに執行された事務事業について、次の事項を主眼として実施した。

また、平成30年度監査基本計画に沿って、準公金の取扱いや備品の管理状況、税及び保険料等の不納欠損処分の事務処理や管理状況、並びに公金管理の状況について、行政監査的要素を取り入れて監査を実施した。

監査の実効性を確保するため、指摘事項に対する改善状況について、適宜、報告を求め、場合によっては、ヒアリングを実施した。

- (1) 予算の執行状況について
 - ① 予算流用及び予備費充用について
 - ② 支出手続きについて
 - ③ 契約事務について
- (2) 収入事務について
- (3) 現金の取扱いについて
- (4) 施設の管理状況等について
- (5) 準公金の取扱いについて
- (6) 備品の管理状況について
- (7) 税及び保険料等の不納欠損処分について
- (8) 内部統制について
 - ① 公金管理の状況について

4 監査の方法

監査の対象とした各課の財務に関する事務の執行について、提出された定期監査資料に基づき、関係諸帳簿等を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(1) 予算の執行状況について

① 予算流用及び予備費充用について

財務会計システムからデータを取り出し、内容の確認が必要と思われるものを抽出し、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

② 支出手続きについて

各課ごとに事業単位で数件抽出し、支出負担行為書、支出命令書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

③ 契約事務について

各課ごとに数件ずつ抽出し、入札関係書類、契約書等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(2) 収入事務について

各課ごとに、調定票、領収済通知書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(3) 現金の取扱いについて

各課ごとに、申請書類、関係台帳、領収済通知書、現金取扱簿等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(4) 施設の管理状況等について

対象施設ごとに、利用状況、使用許可等の取り扱い等について、関係簿冊等を調査し、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

また、施設等の中から数件抽出し、維持管理等について担当職員から説明を聴取し、実地にて監査を行った。

(5) 準公金の取扱いについて

29年度の各種団体に関わる準公金について、市の内規に従って取り扱われているか、また、各種会費・募金等について、内部牽制が働いている状況にあるか調査を行い、必要に応じて関係簿冊等を調査したほか、担当職員から説明を聴取した。

(6) 備品の管理状況について

物品台帳の整備及び整理状況を確認し、50万円以上の備品については、物品台帳と「公会計管理台帳システム」を照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

また、各課の中から数件抽出し、実地にて物品の管理状況の監査を行った。

(7) 税及び保険料等の不納欠損処分について

不納欠損処分の事務処理が適切であるか、時効期間が経過した債権については、不納欠損処分が行われるまでの事務処理や管理状況が適切であるか関係簿冊等を調査し、必要に応じて担当職員から説明を聴取したほか、管理状況等の実地監査を行った。

(8) 内部統制について

① 公金管理の状況について

現金の取り扱いを行っている各課及び施設の中から数件抽出し、現金取扱マニュアルに沿って取り扱いが行われているかについて、担当職員から説明を聴取した。

また、実効性を確保するため、あらかじめ通知せずに実地にて監査を行った。

5 監査の結果

今年度は、前期定期監査において「市管理施設の維持管理」等を実地にて監査を実施したほか、「準公金の取扱い」について全課（学校・施設含む）を対象に各課で取り扱っている準公金について、会計処理や現金の管理状況等に着目して、提出資料により監査を実施した。

また、中期定期監査において例年実施している「学校施設の維持管理」等の実地監査を実施した。

後期定期監査は、例年実施している書類等の監査に加え、庁舎整備や学校の統廃合に伴い多くの備品購入や所管換等が行われたことから、備品の管理状況について備品台帳の整備状況等の確認をしたほか、税及び保険料等の不納欠損処分については、その事務処理が適切であったか時効期間が経過した債権の管理が適正であったか確認した。また、現金取扱マニュアルに基づいて「現金等の取扱い」が行われているかについて確認し、実地監査も含め実施した。

監査の結果、平成30年度予算に係る財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認めるもの及び意見等の中で重要と思われるものは次のとおりである。その他軽微な誤り等は、講評の際に、改善と職員への周知を要望したので、記述は省略した。

I 準公金の取扱いについて

団体の事務局を市が引き受ける場合は、会計処理等について定めている内規「市で事務局をもつ団体の取扱」により、処理することとされているが、その状況と各種会費・募金等の現金については、統一した定めがないため内部牽制が働いている状況にあるかについて、調査票により把握し、関係簿冊等の確認を行った。

監査の結果、団体事務については、概ね内規に従って行われていたほか、各種会費等についても複数人で確認され、概ね適正に行われていたが、一部で、証拠書類等の整備がなされていないものが見受けられた。

内規に従って実施することはもちろん、事件・事故等の未然防止の観点からも、更なるチェック体制等の強化に努められたい。

II 備品の管理状況について

備品台帳の整備及び整理状況並びに「公会計管理台帳システム」の重要物品の管理状況が適正に行なわれているかについて、備品台帳等の確認や実地監査を行った。

監査の結果、概ね適正に行われていた。

学校関係については、今後も、統廃合が予定されていることから、適正な備品台帳の整備及び整理等に努められたい。

III 税及び保険料等の不納欠損処分について

不納欠損処分を行った各課について、事務処理や債権の管理状況が適切であったか関係書類等の確認や実地監査を行った。

監査の結果、概ね適正に行なわれていたが、債権管理について、一部で手続きに不備が見受けられた。

公平な課税と徴収を担保するためにも、適切な事務処理や債権管理を徹底されたい。

IV 内部統制について

(1) 公金管理の状況について

「現金等の取扱い」が現金取扱マニュアルに基づいて適正に行われているかについて、事前通知せずに出先機関3箇所を実地にて監査した結果、概ね適正に行われていた。

また、公金管理適正化委員会においても「能代市公金管理適正化計画」に基づき、現金取扱マニュアルのとおり事務執行がなされているか現地調査を行っていたことを確認した。

今後も公金の適正管理を徹底するため継続した取り組みを望むものである。

V 予算の流用、予備費の充用の状況について

予算流用及び予備費充用について、事由の妥当性等の検証を行った結果、いずれも突発的、かつ、緊急を要するものと認められた。

各課の監査した主な内容、監査結果等は、次のとおりである。